

## 修 繕 業 務 契 約 書 (案)

1 事 業 名 愛媛県立東温高等学校第3教棟トイレ修繕  
2 施 行 箇 所 愛媛県東温市志津川 960 番地  
3 契 約 期 間 着手 令和 年 月 日  
完成 令和 年 月 日  
4 契 約 金 額 ¥ —  
(うち消費税及び地方消費税相当額 ¥ —)  
5 契約保証金

上記の事業について、発注者 愛媛県立東温高等学校 校長 小田原 寛(以下「甲」という。)と請負者 (以下「乙」という。)とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### (事業施行)

第1条 乙は別記仕様書に基づき業務を実施すること。

2 この契約の締結に要する費用その他この契約に関する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

### (検査及び引渡し)

第2条 乙は、事業が完成したときは、書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項に定める通知を受けた日から起算して 10 日以内に完成検査を行わなければならない。

3 目的物の引渡しの日は、前項に定める完成検査に合格した日とする。

### (代金の支払)

第3条 乙は、前条に規定により目的物の引き渡しが完了したときは、甲の定める手続きに従って、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、請求書を受理した日から起算して 30 日(以下「約定期間」という。)以内に乙に代金を支払わなければならない。

3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部または一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意または重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(支払及び検査の遅延)

第4条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間に内に代金を支払わなかつたときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

- 2 甲は、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間（次項において「遅延期間」という。）の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。
- 3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、第1項の規定に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

(代理受領の禁止)

第5条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利の譲渡等)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあっては、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。
- 3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(契約不適合責任)

第7条 甲は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(服務)

第8条 この契約により乙の作業員が愛媛県立東温高等学校において行う事業実施上の行為は、すべて乙の責めとし、事業実施上の事故の場合もすべて乙の責任において措置するものとする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。
  - (2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
  - (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
  - (4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。
- 3 甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。
- 4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第10条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 11 条 乙は、その責めに帰すべき事由により、事業の実施に関し、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第 12 条 乙は、事業を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約金額の変更)

第 13 条 事業実施期間において、経済変動その他の状況により契約金額が著しく不適当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

(法令等の遵守)

第 14 条 乙は、雇用者及び使用者として、労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他法令等に規定された全ての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

(契約外の事項)

第 15 条 本書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

東温市志津川 960 番地

甲 愛媛県立東温高等学校

校長 小田原 寛

乙